

情報経営イノベーション専門職大学学則(案)

令和 2 年 4 月 1 日制定

情報経営イノベーション専門職大学規程第 1 号

目 次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 5 条）
- 第 2 章 学部、学科の組織、定員（第 6 条～第 8 条）
- 第 3 章 教職員の組織（第 9 条～第 1 7 条）
- 第 4 章 大学運営会議・教授会（第 1 8 条～第 2 0 条）
- 第 5 章 学年・学期及び休業日（第 2 1 条～第 2 3 条）
- 第 6 章 教育課程（第 2 4 条）
- 第 7 章 修業年限（第 2 5 条～第 2 8 条）
- 第 8 章 入学・再入学・編入学（第 2 9 条～第 3 5 条）
- 第 9 章 授業科目、単位（第 3 6 条～第 3 8 条）
- 第 1 0 章 履修登録、単位認定、卒業単位数（第 3 9 条～第 4 3 条）
- 第 1 1 章 学籍異動（第 4 4 条～4 9 条）
- 第 1 2 章 卒業（第 5 0 条～第 5 2 条）
- 第 1 3 章 賞罰（第 5 3 条～第 5 4 条）
- 第 1 4 章 科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生（第 5 5 条～第 5 7 条）
- 第 1 5 章 学費等（第 5 8 条～第 6 2 条）
- 第 1 6 章 附属機関（第 6 3 条～第 6 7 条）
- 第 1 7 章 図書館（第 6 8 条）
- 第 1 8 章 保健管理センター（第 6 9 条）
- 第 1 9 章 学生相談室（第 7 0 条）
- 第 2 0 章 改正（第 7 1 条）

附 則

第1章 総 則

(目的)

第1条 情報経営イノベーション専門職大学（以下「本学という。」）は、「変化を楽しみ、自ら学び、革新を創造する」ことを教育理念とし、広くイノベーションに関する知識と専門の学術を深く教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とする。

(自己点検及び評価)

第2条 本学は、教育研究の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うほか、認証評価機関による認証評価を受け、その結果を公表する。

2 自己点検及び評価の実施については別に定める。

(教育研究情報の公表)

第3条 本学は、公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすという観点から、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載、インターネットの利用、その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を開示するものとする。

2 教育研究情報の公表については別に定める。

(教育・研究の質的向上)

第4条 本学は、教育の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修等を実施する。

2 教育・研究の資的向上のための研修等の実施については別に定める。

(管理運営に必要な教職員への研修等)

第5条 本学は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための組織的な研修を行う。

2 管理運営に必要な教職員への研修等については別に定める。

第2章 学部、学科の組織、定員

(学部・学科)

第6条 本学に次の学部・学科を置く。

情報経営イノベーション学部 情報経営イノベーション学科

(英語名称) Faculty of Information and Management for Innovation

Department of Information and Management for Innovation

(定員)

第7条 本学の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

学部・学科の名称	入学定員	収容定員
情報経営イノベーション学部		
情報経営イノベーション学科	200人	800人
合 計	200人	800人

(情報経営イノベーション学部の目的)

第8条 情報経営イノベーション学部は、変化し続ける時代の中で、経営と情報通信技術に関する理論と実践力、国際的なコミュニケーション能力、これらを組み合わせた応用力を主体的に身に付け、新たなサービス・ビジネスを生み出す人材を育成し、国際社会と地域社会の産業発展に貢献することを目的とする。

第3章 教職員の組織

(学長)

第9条 本学に学長を置く。

2 学長は本学を統括し代表する。

(副学長)

第10条 本学に副学長を置くことができる。

2 副学長は、学長を助け、学長の命を受けて校務をつかさどる。

(学部長・学部長補佐・学科長)

第11条 情報経営イノベーション学部に学部長を置く。

2 学部長は学部を代表し、当該学部の運営をつかさどるとともに、本学の運営に関して学長を補佐する。

3 学部に、学部長補佐を置くことができる。学部長補佐は学部長を補佐し、学部長に事故があったときはその職務を代行する。

4 情報経営イノベーション学科に学科長を置くことができる。学科長は学科を代表し、当該学科の運営をつかさどる。

(教職員)

第12条 本学に、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他の必要な職員を置く。

(イノベーションマネジメント局)

第13条 本学に、事務局としてイノベーションマネジメント局を置く。

2 イノベーションマネジメント局にイノベーションマネジメント局長を置く。

3 その他イノベーションマネジメント局に関し必要な事項は別に定める。

(名誉教授)

第14条 本学に、名誉教授を置くことができる。

2 名誉教授に関し必要な事項は別に定める。

(特任教員)

第15条 本学に、特任教員を置くことができる。

2 特任教員に関し必要な事項は別に定める。

(客員教員)

第16条 本学に、客員教員を置くことができる。

2 客員教員に関し必要な事項は別に定める。

(特別招聘教員)

第17条 本学に、特別招聘教員を置くことができる。

2 特別招聘教員に関し必要な事項は別に定める。

第4章 大学運営会議・教授会

(大学運営会議)

第18条 本学の運営に関する重要事項を審議するため、本学に大学運営会議を置く。

2 大学運営会議は、学長、副学長、学部長、イノベーションマネジメント局長及び学長の推薦により理事長が任命する者をもって組織する。

3 大学運営会議は、学長が招集し、その議長となる。学長が議長をつとめることができない場合は、学長が指名した者がこれに代わるものとする。

4 大学運営会議は、次の事項を審議する。

(1) 大学の中期目標計画について

(2) 大学の年度計画に関する事項

(3) 文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項

(4) 大学の予算の作成及び執行に関する事項

(5) 大学の決算に関する事項

(6) 教員人事に関する事項

(7) 大学の重要な組織の設置又は廃止に関する事項

(8) 大学の内部統制に関する重要事項

(9) その他大学運営会議が定める重要事項

5 大学運営会議に大学の人事(人事給与評価、採用等)に関することを検討する人事部会を設置する。

6 大学運営会議に関し、必要な事項は別に定める。

(教授会)

第19条 本学に教授会を置く。

2 教授会は、学長、副学長、学部長、本学の専任教授及びイノベーションマネジメント局長をもって組織する。

3 前項に規定する者のほか、本学の専任の准教授、講師、助教その他必要な職員を教授会に加えることができる。

- 4 教授会は学長が招集し、その議長となる。学長が議長をつとめることができない場合は、学長が指名した者がこれに代わるものとする。
- 5 教授会は学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
- (1) 学生の入学、卒業および課程の修了及び学籍異動に関する事項
 - (2) 学位の授与に関する事項
 - (3) 学生の賞罰に関する事項
 - (4) 教育課程の編成に関する事項
 - (5) その他、教育研究に関する重要な事項で、学長が必要と認めて定めた事項
- 6 教授会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する事項について審議し、学長に意見を述べることができる。
- 7 前各号に定めるものの他、教授会の運営に関し必要な事項は学長が別に定める。
- (委員会)

第20条 教授会に委員会を置くことができる。

- 2 委員会に関し、必要な事項は別に定める。

第5章 学年・学期及び休業日

(学年・学期)

第21条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

- 2 前項の学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

- 3 学長は、教授会の意見を聞いて、前項に定める前期及び後期の期間を変更することができる。

(授業期間)

第22条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め原則として35週とする。

(休業日)

第23条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 学園の創立記念日
 - (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日
 - (4) 夏期休業
 - (5) 冬期休業
 - (6) 春期休業
- 2 前項第4号から第6号までの休業期間については、学長が別に定める。
- 3 学長は、必要に応じ第1項各号の休業日を変更し、又は休業日に授業を行い、若しくは臨時に休業日を定めることができる。

第6章 教育課程

(教育課程連携協議会)

第24条 産業界及び地域社会との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するための教育課程連携協議会を置く。

2 教育課程連携協議会については別に定める。

第7章 修業年限

(修業年限)

第25条 本学の修業年限は4年とする。

2 在学年次を第1学年から第4学年までに分ける。

3 在学期間は、修業年限の2倍を超えることはできない。

4 第1項の修業年限を前期課程、後期課程と区分することができる。前期課程、後期課程については別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第26条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第27条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学の授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第28条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（第55条（科目等履修生）の規定により修得した単位を含む。）を、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学長は、教育上有益と認めるときは、本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を本学の授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学等の

場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第26条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学で修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第8章 入学・再入学・編入学

(入学の時期)

第29条 入学の時期は学期の始めとする。

(入学資格)

第30条 本学に入学することができる資格は次のとおりとする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 通常以外の課程により前号に相当する学校教育を修了した者
- (4) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣が指定したもの
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の高等課程（修学年限が3年以上あることその他文部科学大臣が定める基準を満たしたものに限る。）で、文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に履修した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (9) その他、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学において認めた者

(入学志願)

第31条 入学志願者は、入学願書等本学所定の書類に入学検定料を添えて願い出なければならない。なお、出願の時期、方法及び提出すべき書類等については別に定める。

(入学者の選考)

第32条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続き・保証人)

第33条 前条により合格とされた者は、保証人連署の誓約書に所定の入学金を添え、所定の期日までに本学に提出しなければならない。

2 前項の保証人は、父母あるいは親族であって独立の生計を営む者若しくは本学が適当と認めた者に限る。

3 保証人は、当該学生在学中は本人に係る一切の事柄について連帯責任を負わねばならない。

- 4 保証人に転居、転籍等があったときは速やかにその旨を届け出なければならない。
- 5 保証人がその資格を失ったときはあらためて誓約書を提出しなければならない。

(入学許可)

第34条 学長は、前条の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(再入学・編入学)

第35条 本学への入学を志願する者があるときは、選考の上、再入学及び編入学を許可することができる。

- 2 再入学及び編入学については別に定める。

第9章 授業科目、単位

(授業科目の区分)

第36条 情報経営イノベーション学部情報経営イノベーション学科の授業科目は、基礎科目、職業専門科目、展開科目及び総合科目とする。

- 2 情報経営イノベーション学部情報経営イノベーション学科における授業科目の名称及び単位数は、それぞれ別表1のとおりとする。

(授業の方法)

第37条 授業は、講義、演習、実験・習もしくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業を、多様なメディアを高度に利用し、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることもできる。

(単位の計算方法)

第38条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 講義、演習、実験・習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により授業を行う場合にあっては、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して、大学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 総合理論演習・総合実践演習については、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定める。

第10章 履修登録、単位認定、卒業単位数

(履修登録)

第39条 学生は、履修を希望する授業科目を所定の期間に登録しなければならない。

2 1年間に履修する授業科目として登録することができる単位数は1年次は46単位とし、2年次～4年次は、42単位を上限とする。

3 前項については、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

第40条 授業科目修了の認定は、平素の成績及び筆記試験又は論文による。ただし、実技並びに実習、演習等については平素の成績のみによって認定することができる。

(単位認定の時期)

第41条 単位認定の時期は、学期末又は学年度末とする。

(成績評価)

第42条 成績評価の基準は、情報経営イノベーション専門職大学履修規程の定めるところによる。

2 本学は、学生に対して授業の方法及び内容ならびに授業計画をあらかじめ明示し、成績評価の認定に関しては当該基準に従って適切におこなわなければならない。

(卒業要件)

第43条 卒業要件単位数は、別表2のとおりとする。

第11章 学籍異動

(休学)

第44条 病気その他やむを得ない事由により3ヵ月以上欠席する場合は、学長の許可を得て休学することができる。

2 休学は当該年度末までとする。ただし、特別の事情がある場合は、願い出により延長を認めることがある。

3 休学期間は、通算して4ヵ年を超えることはできない。

4 休学期間は、第25条第1項の修業年限に含めない。

(復学)

第45条 休学期間が満了した者又は休学期間中であってもその事由が消滅した者は、学長の許可を得て、学期の始めから復学することができる。

(留学)

第46条 外国の大学で修学することを志願する者は、学長の許可を得て留学をすることができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は修学年限に算入することができる。

3 第1項により修得した単位は、教授会の議に基づき、卒業要件単位として認定することができる。

4 留学に関する規程は別に定める。

(退学)

第47条 退学しようとする者は、保証人連署の上、学長に願い出て許可を得なければならない。

(除籍)

第48条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 在学年限を超えた者
- (3) 休学期間を超えてなお復学できない者
- (4) 履修登録を怠り、督促してもなお登録しない者
- (5) 死亡又は長期にわたり行方不明の者

2 前項第1号の除籍は、授業料を1期支払わず、催告を受けてもなおこれを支払わない者に対して行うものとする。

(転学・転入学)

第49条 他の大学に転学を志望する者は、所定の手続きに従い学長の許可を得なければならない。

2 他の大学から本学への転入学を希望する者があるときは、本学の教育に支障がない場合に限り、選考の上、教授会の議を経て学長が転入学を許可することがある。

3 前項により転入学した学生の在学年数には、転入学以前の在学年数の全部又は一部を通算することができる。

第12章 卒業

(卒業)

第50条 学長は、本学に4年以上在学し、所定の単位を修得し、教授会の議を経て卒業することを認められた者に対して卒業を認定する。

(学位の授与)

第51条 学長は、前条の規定により卒業を認定した者に対して情報経営イノベーション学士（専門職）の学位を授与する。

2 学位に関する事項は別に定める。

(卒業の時期)

第52条 学生を卒業させる時期は、各学期末とする。

第13章 賞罰

(表彰)

第53条 人物、学業が優秀な者又は学生の模範として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て、学長が表彰する。

(懲戒)

第54条 本学の学則若しくは規程等に反し、又は、学生の本分に反する行為があったときは、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する場合に行うことがある。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められた者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

4 第2項の停学の期間は在学年数に算入する。ただし、当該停学期間が通算して3ヶ月以上にわたる場合は、当該停学の期間は第43条に規定する卒業の要件の期間としては算入しない。

第14章 科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第55条 本学の学生以外の者で、一科目又は数科目の授業科目の履修を志望する者があるときは、本学の教育に支障がない場合に限り、選考の上、科目等履修生として受講を許可することができる。

2 科目等履修生に関する事項は別に定める。

(特別聴講学生)

第56条 他の大学又は短期大学（以下「他大学等」という。）との単位互換協定に基づき、本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障がない場合に限り、特別聴講学生として受講を許可することができる。

2 特別聴講学生に関する事項は別に定める。

(外国人留学生)

第57条 外国人で、大学において教育を受ける目的で入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関する事項は別に定める。

第15章 学費等

(授業料等の額)

第58条 検定料、入学料、授業料の額は、別に定める。

(検定料)

第59条 検定料は、入学を志願するときに納付しなければならない。

(入学料)

第60条 入学料は、入学を許可されるときに納付しなければならない。

2 特別の事由があると認めた学生については、入学料の全部若しくは一部を免除し、又

はその徴収を猶予することがある。

- 3 前2項に規定するもののほか、入学料の免除及び徴収猶予の取扱いに関して必要な事項は、別に定める。

(授業料)

第61条 授業料は、毎年4月及び10月において、全納もしくは2分の1ずつを納付しなければならない。ただし、特別の事由があると認めた学生については、月割分納を認めることがある。

- 2 前項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、前学期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後学期に係る授業料を併せて徴収するものとする。
- 3 入学年度の前学期又は前学期及び後学期に係る授業料については、前2項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があったときは、入学を許可するときに徴収するものとする。
- 4 前学期又は後学期の中途において、退学した者又は除籍処分となった者若しくは退学の処分を受けた者も、当該学期分の授業料等納付金は納付しなければならない。
- 5 休学中の学生については、その休学当月の翌月から復学当月の前月までの授業料は、これを免除する。
- 6 停学中の学生については、その期間分の授業料を徴収する。
- 7 学資の支弁が困難な学生に対しては、授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。
- 8 前項の規定により、授業料の免除又はその徴収の猶予を受けることのできる学生は、各学期ごとに定める。
- 9 前8項に規定するもののほか、授業料の免除及び徴収猶予の取扱いに関して必要な事項は、別に定める。

(既納の授業料等)

第62条 既納の検定料、入学料、授業料は、次の各号に掲げる場合を除き、これを返還しない。

- (1) 入学願書の提出時又はその後において出願資格を欠くことが判明した者及びその他特別な事由があると認めた者に対しては、別に定めるところにより当該検定料の全部又は一部を返還する。
- (2) 前学期分授業料徴収の際、後学期分授業料を併せて納付した者が、後学期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合は、後学期分の授業料に相当する額を返還する。
- (3) 前条第3項の規定により、授業料を納付した者が、入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退したときは、納付した者の申出により当該授業料相当額を返還する。

第16章 附属機関

第63条 本学に附属機関として、イノベーション研究所を置く。

2 イノベーション研究所に関し必要な事項は別に定める。

(グローバルセンター)

第64条 本学に附属機関として、グローバルセンターを置く。

2 グローバルセンターに関し必要な事項は別に定める。

(ICT 教育センター)

第65条 本学に附属機関として、ICT 教育センターを置く。

2 ICT 教育センターに関し必要な事項は別に定める。

(デベロップメント・センター)

第66条 本学に附属機関として、デベロップメント・センターを置く。

2 デベロップメント・センターに関し必要な事項は別に定める。

(地域連携センター)

第67条 本学に附属機関として、地域連携センターを置く。

2 地域連携センターに関し必要な事項は別に定める。

第17章 図書館

(図書館)

第68条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関し必要な事項は別に定める。

第18章 保健管理センター

(保健管理センター)

第69条 本学に、教職員及び学生の健康を管理するため、保健管理センターを置く。

2 保健管理センターに関し必要な事項は別に定める。

第19章 学生相談室

(学生相談室)

第70条 本学に、学生の修学、心理、健康等の諸問題について、相談に応じ、助言を与えるため、学生相談室を置く。

2 学生相談室に関し必要な事項は別に定める。

第20章 改正

(改正)

第71条 本学則の改正は、教授会の議を経て学長が決定する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

別表 1

＜情報経営イノベーション学部情報経営イノベーション学科 授業科目の名称及び単位数＞

基礎科目

現代社会基礎

科目名称	単位数
イノベーションの志	2
スタディスキル	2
英語コア・スキルズⅠ	2
数学基礎 A	2
リサーチ入門	2
英語コア・スキルズⅡ	2
数学基礎 B	2
数学基礎 C	2
キャリアデザインⅠ	1
職業倫理	2
先端グローバル社会	2
英語アカデミックリテラシー	2
科学史	2
ICT と人間	2
英米文学演習	2
キャリアデザインⅡ	1

職業専門科目(経営、情報通信技術)

ビジネス基礎

科目名称	単位数
マネジメント（経営学基礎）	2
マーケティング基礎	2
法務リテラシーⅠ	2
アカウンティング入門	2
オペレーションズマネジメント	2

ビジネス応用

科目名称	単位数
マーケティング応用	2

アカウンティング応用	2
法務リテラシーⅡ	2
ファイナンス入門	2
問題形成と問題解決	2
組織行動論	2
ビジネスゲームによる経営意思決定	2
人的資源管理論	2
コーポレートファイナンス	2
グローバル企業戦略論	2
地域創生とイノベーション	2
イノベーション特論	2
新興市場における事業開発	2
クロステックビジネスデザイン	2
デザインと経営	2
税務会計・会計処理	2

ビジネス実践

科目名称	単位数
イノベーションプロジェクトⅠ	2
イノベーションプロジェクトⅡ	2
スタートアップ基礎（起業論）	2
イノベーションプロジェクトⅢ	2
ビジネスフィールドリサーチⅠ	2
イノベーションプロジェクトⅣ	2
ビジネスフィールドリサーチⅡ	2
イノベーションプロジェクトⅤ	2
インターンシップⅠ	12
インターンシップⅡ	12
イノベーションプロジェクトⅥ	2

システムデザイン基礎

科目名称	単位数
コンピュータとソフトウェア基礎	2
プログラミングⅠ	2
データ構造と処理法	2

オペレーティングシステム	2
プログラミングⅡ	2
ネットワーク技術	2
オペレーティングシステム演習	2
コンピュータアーキテクチャ	2
ソフトウェア設計・構築	2
データベース	2
モバイルサービス概論	2
情報系数学応用 A	2
情報技術演習Ⅰ	2
システム設計演習	2
データサイエンス	2
情報系数学応用 B	2
情報系数学応用 C	2

システムデザイン応用

科目名称	単位数
Web システム演習	2
インタラクティブ・システムデザイン	2
情報システムのプロジェクト管理	2
情報技術演習Ⅱ	2
ソフトウェアプロセスと品質	2
モデル化と要求開発	2
システムインテグレーション	2
クラウド	2
ビッグデータ	2
IoT	2
スーパーコンピュータ	2
AI	2

ネットワークセキュリティ

科目名称	単位数
ネットワーク構築Ⅰ	2
情報セキュリティ演習Ⅰ	2
ネットワーク構築Ⅱ	2

情報セキュリティ演習Ⅱ	2
ネットワーク構築Ⅲ	2

展開科目(グローバルコミュニケーション)

科目名称	単位数
ビジネス英語実習Ⅰ	2
ビジネス英語実習Ⅱ	2
ビジネス英語実習Ⅲ	2
ビジネス英語実習Ⅳ	2
多文化理解	2
比較宗教論	2
グローバルビジネスと通訳	2
国際情勢論	2
日本文化	2
グローバルビジネスにおけるディスカッション・ディベート	2
国際メディア論	2
製造業における国際化	2
グローバルビジネスにおけるプレゼンテーション	2
国際開発論	2
ファイナンス業における国際化	2
サービス業における国際化	2
グローバルビジネスにおけるネゴシエーション	2
国際経営と商習慣	2
農業・林業・漁業における国際化	2

総合科目

総合演習

科目名称	単位数
総合理論演習	2
総合実践演習	4

別表 2

情報経営イノベーション専門職大学

情報経営イノベーション学部 情報経営イノベーション学科 卒業要件

科目区分			卒業単位				
			必修	選択必修	選択	自由	小計
基礎科目	現代社会基礎		12	6 ※1	2	0	20
職業専門科目	経営	ビジネス基礎	8	8 ※2	6	0	82
		ビジネス応用	0			0	
		ビジネス実践	42			0	
	情報通信技術	システムデザイン基礎	18			0	
		システムデザイン応用	0			0	
		ネットワークセキュリティ	0			0	
展開科目	グローバルコミュニケーション		8	12 ※3	0	0	20
総合科目			6	0	0	0	6
合計			94	26	8	0	128

※ 1

- ・ 先端グローバル社会、職業倫理、科学史、ICT と人間のうち 2 単位以上
- ・ 数学基礎 A、数学基礎 B、数学基礎 C のうち 4 単位以上

※ 2

- ・ オペレーションズマネジメント、問題形成と問題解決、組織行動論、ビジネスゲームによる経営意思決定、人的資源管理論、イノベーション特論、グローバル企業戦略論から 2 単位以上
- ・ アカウンティング応用、法務リテラシーⅡ、ファイナンス入門、コーポレートファイナンスから 2 単位以上
- ・ ネットワーク構築Ⅰ、情報セキュリティ演習Ⅰから 2 単位以上
- ・ モバイルサービス概論、Web システム演習、インタラクティブ・システムデザイン、データサイエンス、クラウド、ビッグデータ、IoT、スーパーコンピュータ、AI から 2 単位以上

※ 3

- ・ グローバルビジネスと通訳、グローバルビジネスにおけるディスカッション・ディベート、グローバルビジネスにおけるプレゼンテーション、グローバルビジネスにおけるネゴシエーションから 2 単位以上
- ・ 製造業における国際化、ファイナンス業における国際化、サービス業における国際化、農業・林業・漁業における国際化から 2 単位以上
- ・ 多文化理解、比較宗教論、国際情勢論、日本文化、国際メディア論、国際開発論、国際経営と商習慣から 8 単位以上

備考

- ・実験・実習科目から 40 単位以上を修得すること。※臨地実務実習(インターンシップⅠ・Ⅱ) 含む
- ・インターンシップ科目の履修条件として、原則以下の科目の単位を修得していることとする。
「マネジメント（経営学基礎）」「マーケティング基礎」「法務リテラシーⅠ」「アカウンティング入門」
「プログラミングⅠ」「プログラミングⅡ」「ネットワーク技術」「ソフトウェア設計・構築」「データベース」
「情報技術演習Ⅰ」「システム設計演習」「ビジネスフィールドリサーチⅠ」「ビジネスフィールドリサーチⅡ」
- ・総計で、卒業単位を 128 単位以上とする。

情報経営イノベーション専門職大学 教授会規程(案)

令和2年4月1日制定

情報経営イノベーション専門職大学規程第 号

(目的)

第1条 この規程は、情報経営イノベーション専門職大学学則（以下「学則」という。）
第19条に規定する教授会の運営について必要な事項を定める。

(構成員)

第2条 教授会は、学則第19条に規定する者をもって構成する。

(学長が教授会に諮問する事項)

第3条 学則第19条第5項第1号から4号に規定する事項の他、同項第5号に規定する
学長が必要と認めて定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教育研究に係る重要な組織の設置・改廃に関する事。
- (2) 教育研究に係る重要な規程等の制定・改廃に関する事。
- (3) 教員の採用・昇進・異動に関する事。
- (4) 学生の修学等支援の助言等の方針に関する事。
- (5) 教育研究の点検評価に関する事。

(招集及び議長)

第4条 教授会は学長が招集し、その議長となる。

- 2 学長が議長をつとめることが出来ない場合は、学長があらかじめ指名した者が議長の職務を代行する。

(定足数及び議決)

第5条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 構成員のうち、長期研修又は病気その他の事由のため、3ヵ月以上出席できない者は、定足数に含めない。
- 3 教授会の議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

(開催)

第6条 教授会は定例とし、原則として毎月1回開催する。ただし、学長が必要に応じて臨時に開催することができる。

- 2 教授会構成員の3分の1以上が開催を要求したときは、学長は教授会を招集しなければならない。

(構成員以外の出席)

第7条 学長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を出席させ意見を聴くことができる。

(議事録)

第8条 教授会は議事録を作成し、当該教授会開催後の直近の教授会でこれを確認した後、保管しなければならない。

(庶務)

第9条 教授会の庶務は、イノベーションマネジメント局が行う。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、所定の手続きを経て、学長が行う。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。